２　タクシー運転者の拘束時間等（第２条関係）

番号	質問内容
２－１	（Ｑ）１日の拘束時間が 15 時間の場合、休息期間について９時間を超えて与えることは可能ですか。１日の始業時刻から起算して 24 時間以内に休息期間の終点が到来する必要があるのでしょうか。 ---------- （Ａ）休息期間について、始業時刻から起算して 24 時間以内に終了するよう与える必要はありません。 　例えば、９時始業の場合、拘束時間の上限は 15 時間なので、24 時までに終業する必要がありますが、その後の休息期間は「継続 11 時間以上与えるよう努めることを基本とし９時間を下回らない」時間であればよく、９時間を超えて休息期間を与えたことによって、１日の始業時刻から起算して 24 時間以内に 11 時間の休息期間を収める必要はありません。 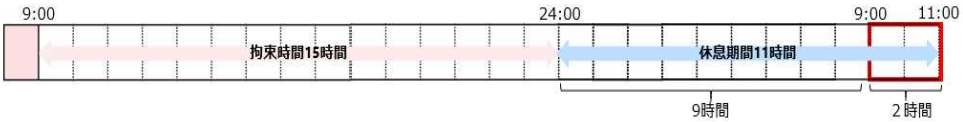 　一方、拘束時間の計算に当たっては、１日の始業時刻から起算して 24 時間以内に、１日の拘束時間が上限を超えていないことを確認することが必要です。 　また、休息期間の計算に当たっては、終業後に１日の休息期間や特例等で定める休息期間が確保されているか確認することが必要です。
２－２	（Ｑ）施行通達記第２の２（２）イにおいて、日勤勤務と隔日勤務を併用する場合には、制度的に一定期間ごとに交替させるとありますが、どういった要件を満たす必要があるのでしょうか。 ---------- （Ａ）日勤勤務と隔日勤務を併用して頻繁に勤務態様を変えることは、労働者への生理的影響に鑑み当然認められませんが、当分の間、次の要件を満たす場合には改善基準告示違反とはなりません。 ①　１か月における拘束時間の長さが、隔日勤務の１か月の拘束時間（262 時間）の範囲内であること。 ②　日勤の勤務の拘束時間が 15 時間を超えないこと。 ③　日勤の勤務と次の勤務との間には、11 時間以上の休息期間が確保さ

	れていること。 ④　日勤の休日労働を行わせる場合には、隔日勤務の休日労働と合わせて２週間に１回を限度とすること。
２－３	（Ｑ）例えば、７時に出勤し、28 時に退勤する勤務は隔日勤務となりますか。 ---------- （Ａ）隔日勤務とは、始業及び終業の時刻が同一の日に属さない業務をいい、２労働日の勤務を一勤務にまとめて行うものです。隔日勤務の「始業及び終業の時刻が同一の日に属さない業務」については、則第 66 条の規定等を踏まえ新告示に規定したものであり、当該隔日勤務の対象の考え方に変更はありません。 　例えば、７時に出勤し、28 時に退勤する勤務は、２労働日の勤務を１勤務にまとめて行う隔日勤務に該当し、隔日勤務の拘束時間の上限（21 時間）の範囲内であるため、認められることとなります。 　一方、例えば 22 時に出勤し、28 時に退勤する勤務は、２労働日の勤務を１勤務にまとめて行うものではないことから原則として隔日勤務に該当せず、単なる夜間勤務として日勤の拘束時間の上限が適用されることになると考えられます。
２－３ －２	（Ｑ）当社のタクシー運転者について隔日勤務を採用していますが、勤務シフトの都合上、例えば、午前１時に出勤し、午後 10 時に退勤する等、当該シフトの一部について、始業及び終業の時刻が同一の日となる場合があります。 　隔日勤務は、始業及び終業の時刻が同一の日に属さない業務をいい、２労働日の勤務を一勤務にまとめて行うものであるとされていますが、このような場合については、隔日勤務者の規定は適用されず、日勤勤務者の規定を適用しなければならないでしょうか。 ---------- （Ａ）隔日勤務を行うタクシー運転者の勤務シフトの中において、始業及び終業の時刻が同一の日に属する業務が含まれることがあり得ますが、業務の実態として２労働日の勤務が一勤務にまとめて行われているときには、このような場合も含め、隔日勤務者の規定を適用することとして差し支えありません。この考え方については、従前から変更はありません。
２－４	（Ｑ）例えばタクシー運転者Ａが次のような運行をした場合、どのように計算すれば良いのでしょうか。